

新型コロナウイルスに関連して

リース料減免等の会計処理規定（案）

今年1月から4月の主要な税収は、国内増値税 19,936 億円（24.4%減）国内消費税 5,455 億円（12.8%減）企業所得税 12,928 億円（13.7%減）個人所得税 4,028 億円（1.6%増）輸入貨物増値税と消費税 4,579 億円（21.6%減）関税 789 億円（15.1%減）と個人所得税を除き大幅な減収となっています。

また、政策として家賃の減免、猶予等を奨励しています。減免等により元の契約が変更されると現行のリース会計における評価等の変更にかかる作業量が増え、費用も高く実務上困難であることから簡便的な処理方法が期待されているため、財政部は、新型コロナウイルスに関してリース料の減免等の会計処理についてパブリックコメントを募集しています。

【会計処理案】

企業は企業会計準則第21号リースの規定に基づきリース料の減免等の会計処理をすることができる。また、以下の簡便的な方法を選択し採用することもできる。

企業会計準則（旧）財会〔2006〕3号を採用している企業

オペレーティングリース

借手側の処理	減免等前の元契約の方法と一致した方法により関連する資産、原価或いは当期の損益を計上する。 発生したリース料の変化は、借主は実際に発生したリース料の差額を当期の損益に計上する。 支払延期のリース料 借主は実際に支払った時に前期に認識した未払項目を減少させる。 リース料の減免等による延長リース期間 借主は延長リース期間に実際に発生したリース金額を当期の損益に計上する。
貸手側の処理	減免等前の元契約の方法と一致した方法によりリース収入を認識する。 発生したリース料の変化は、貸主は実際に発生したリース料の差額を当期の損益に計上する。 支払延期のリース料 貸主は実際に受取った時に前期に認識した未収項目を減少させる。

	<p>リース料の減免等による延長リース期間 貸主は延長リース期間に実際に発生したリース金額を当期のリース収入と認識する。</p>
<p>ファイナンスリース</p>	
借手側の処理	<p>借主は継続して減免等前の同じ割引率を用いて未認識融資費用とし当期融資費用を認識する。同時に継続して減免等前と一致した方法でファイナンスリース資産の減価償却或いは償却等の費用を認識しなければならない。</p> <p>借主が実際に発生したリース料の差額は当期の損益に計上し且つ相応の未払ファイナンスリース料等を調整しなければならない。</p> <p>支払延期のリース料 借主は実際に支払った時に前期に認識した未払ファイナンスリース項目を減少させる。</p> <p>リース料の減免等による延長リース期間 借主は延長されたリース期間に実際に発生したリース金額を当期の損益に計上する。</p>
貸手側の処理	<p>貸主は継続して減免等前の一致した内部割引率を用いて未実現融資収益を認識しリース収入を認識しなければならない。</p> <p>発生したリース料の変化は、貸主には実際に発生したリース料差額を当期の損益に計上し且つ相応の未収ファイナンスリース料等を調整しなければならない。</p> <p>支払延期のリース料 貸主は実際に受取った時に前期に認識した未収ファイナンスリース項目を減少させる。</p> <p>リース料の減免等による延長リース期間 貸主は延長リース期間に実際に発生したリース金額を当期のリース収入と認識する。</p>

*新企業会計準則 財会 [2018] 35号を採用している場合にも同じような考え方になっています。

本規定に基づき簡便的な方法を採用したときは、その事実、新型コロナウイルスに関連するリース料の減免等の当期損益への影響金額を開示しなければならない。企業会計準則第28号による「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の修正」は必要ない。

本規定は2020年1月1日から施行する。